



**問** 新たな化学物質規制が導入されました。自立的管理に向けた実施体制確立の一環として「化学物質管理者」や「保護具着用管理責任者」の選任が求められていますが、選任しなければならない事業場、選任要件や職務などについて教えてください。

18条に掲げるもの及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」）を製造、取扱い、または譲渡、提供する事業場は業種・規模に関係なく事業場ごとに化学物質管理者を選任し、その職務を実施させなければならぬとされています。

選任事由が発生した日から14日以内に選任し、職務をなしうる権限を与え、氏名を見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければなりません

を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること

⑤リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること

⑥リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関するこ

# 新たな化学物質

了者又は同等以上の能力を有する  
と認められるものとなつてい  
ます。

問 新たな化学物質規制が導入されました。自立的管理に向けた実施体制確立の一環として「化学物質管理者」や「保護具着用管理責任者」の選任が求められていますが、選任しなければならない事業場、選任要件や職務などについて教えてください。

「化学物質管理者」や「保護員」の選任が求められていますが、選任しなければならない事業場、選任要件や職務などについて教えてください。

ん。  
【化学物質管理者の職務】  
化学物質管理者的職務はリスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場においては次のとおりです。  
①ラベル表示、SDS交付等  
に関する事項  
②リスクアセスメントの実施  
に関する事項

選任事由が発生した日から14日以内に選任し、職務をなしうる権限を与え、氏名を見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければなりません。

対象物」)を製造、取扱い、または譲渡、提供する事業場は業種・規模に関係なく事業場ごとに化学物質管理者を選任し、その職務を実施させなければならぬとされています。

ント」という)をしなければならない労働安全衛生法施行令第18条に掲げるもの及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント

1項により、化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメント結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるとときは、保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を管理させなければならないとされています。

基づく「保護貝の管理に関する教育」（6時間講習）を受講することが望ましいとされています。  
※これらの規制は、令和6年4月1日に施行されます。

【保護具着用管理責任者の職務】

- ①保護具の適正な選択に関すること
- ②労働者の保護具の適正な使用に関すること
- ③保護具の保守管理に関すること

そして、選任事由が発生した

(4) **企業出張研修（格安）**

（1）化学物質管理セミナー（無料）  
（2）訪問コンサルティング（無料）  
→ 作業環境確認、問題点抽出、改善策提案他（3時間程度）  
（3）「化学物質管理者研修」  
→ 令和6年1月23日開催

安全大会内講演等、企業の実

- ①ラベル表示、SDS交付等
- に関すること
- ②リスクアセスメントの実施
- に関すること
- ③ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に関すること
- ④リスクアセスメント対象物

**任** [保護具着用管理責任者の選定]

るものとしており、具体的には特定化学物質や有機溶剤などの作業主任者技能講習を修了した者や安全衛生推進者養成講習を修了した者などですが、通達に

〔保護具着用管理責任者選任要件〕

(6) 情報提供（無料）  
＊「保護員着用管理責任者教育」→令和5年12月20日・令和6年1月29日・3月4日  
総合支援事業の詳細、各研修・講習については、本誌同封案内、下記QRコード、もしくは当協会総合受付（☎052-961-1666）までお問い合わせください。

化学物質管理実務  
対応総合支援事業